

コープのでんきをご利用の組合員様

株式会社トドック電力

電気需給約款（低圧）変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、2022年9月1日付けで、株式会社トドック電力の電気需給約款(低圧)の内容を一部変更いたしますことをお知らせいたします。

1. 変更の対象となる約款

電気需給約款（低圧）

2. 変更の概要

①燃料費調整額の算定に係る上限価格の撤廃

将来に向けた恒常的な電力の安定供給を目的とし、資源価格の変動を適切に反映するために、燃料費調整額の算定に用いる上限価格（旧約款におけるY）を撤廃いたします。（別紙参照）

※本変更に係るお客様における特段お手続きは不要です

②その他修正（文言・書式の一部修正）

※一般送配電事業者名の変更（旧）北海道電力株式会社→（新）北海道電力ネットワーク株式会社

3. 変更の効力発生日

2022年9月1日（9月分電気料金より適用）

4. 変更後の約款の掲載先

トドック電力 HP <https://todock-ep.sapporo.coop>

5. 本件に関する問合せ先

コープのでんき トドック電力

電話：0120-012-877

受付時間：（月～土）9:00～18:00 ※日曜・年末年始は除く

6. 参考

2022年8月分の燃料費調整単価(kWhあたり) 約款変更前後比較表

上限価格あり (変更前)	上限価格なし (変更後)	価格差
3.66 円/kWh	4.75 円/kWh	1.09 円/kWh

旧	新
<p>1 別紙 1 (燃料費調整)</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>当組合は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γ = 別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>なお、燃料価格 X、Y は別表に定めるものとします。</p>	<p>2 別紙 1 (燃料費調整)</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>当組合は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γ = 別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p>

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を 上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を 上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日まで
の期間

翌年 4 月の検針日から 5 月
の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当組合があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

4. 燃料費調整単価等の通知

当組合は、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当組合は、当組合が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料費調整単価算出係数等 次のとおりといたします。

供給区域	係数			燃料価格		基準単価 (1 キロワット時につき)
	α	β	γ	X	Y	
北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	55,800	19 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日まで
の期間

翌年 4 月の検針日から 5 月
の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当組合があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

4. 燃料費調整単価等の通知

当組合は、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当組合は、当組合が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料費調整単価算出係数等 次のとおりといたします。

供給区域	係数			燃料価格		基準単価 (1 キロワット時につき)
	α	β	γ	X	Y	
北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200		19 銭 7 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。